

○近畿防災デーの推進について（平成11年3月26日例規第12号）

[沿革] 平成29年12月例規第31号改正

近畿防災デー（毎月17日）については、平成7年12月に、阪神・淡路大震災の甚大な被害を忘れず、恒常的な防災意識を堅持するため、近畿管区警察局において指定され、本県においても各種防災活動を実施してきたところであるが、この度、その一層の推進を図るため、別記のとおり「近畿防災デー実施要領」を制定し、平成11年4月1日から実施することとしたので、所期の目的達成に努められたい。

別記

近畿防災デー実施要領

第1 趣旨

この要領は、「阪神・淡路大震災」から得た平素からの危機管理、防災意識の重要性等多くの教訓を風化させることなく、近畿管区内各府県警察が防災意識の高揚及び有事即応に向けた災害対策の推進を図ることを目的として平成7年12月に、近畿管区警察局において指定された「近畿防災デー」（毎月17日）における各種防災活動の実施について必要な事項を定めるものとする。

第2 実施要領

1 実施部署

近畿防災デーにおける各種防災活動は、原則として警察本部及び各警察署がそれぞれ隔月に行うものとし、警察本部については奇数月に、警察署については偶数月に実施するものとする。

2 実施時期

近畿防災デーにおける各種防災活動は、原則として毎月17日に実施するものとする。ただし、特段の理由がある場合は、その日を変更することができる。

3 実施事項

警備部警備第二課長（以下「警備第二課長」という。）及び警察署長は、奈良県警察災害警備計画の制定について（平成10年1月例規第1号）及び奈良県警察大震災警備計画の制定について（平成10年1月例規第2号）に定めるもののほか、おおむね次に掲げる事項を実施項目に取り入れ、関係機関・団体、地域住民等の参加も考慮した各種防災活動を実施するものとする。

- (1) 研修時等における職員による災害をテーマとしたスピーチの実施
- (2) 災害関係対策会議の開催
- (3) 災害用装備資機材の点検及び習熟訓練の実施

- (4) 通信訓練の実施
- (5) 災害発生を想定した交通規制の図上訓練の実施
- (6) 地域住民に対する防災意識の啓発

4 広報啓発活動の推進

警備第二課長及び警察署長は、次に掲げる事項を参考として、近畿防災デーの周知を図るとともに、県民の防災意識を高揚するため、積極的な広報啓発活動を推進すること。

- (1) 広報資料の作成
- (2) 各種広報紙（誌）への掲載
- (3) 車両による広報活動
- (4) 新聞等マスコミの活用

5 指導教養の徹底と受傷事故防止

- (1) 近畿防災デーにおける各種防災活動を実施するに当たっては、当該活動に従事する職員に対して、その目的、実施要領、市民応接等についての指導教養を実施し、近畿防災デーが県民の理解と共感を得ることができるよう努めるものとする。
- (2) 近畿防災デーにおける各種防災活動を実施するに当たっては、幹部による的確な現場指揮を徹底させ、職員の受傷事故はもちろん、当該活動に参加する県民が負傷することのないよう、その防止に万全を期すこと。

6 報告

警備第二課長及び警察署長は、近畿防災デーにおける各種防災活動を実施したときは、その実施結果を警察本部長に報告（警察署長にあっては、警備第二課長を経由）するものとする。この場合において、当該報告には、写真等の資料を添付すること。